



岐阜県 揖斐川町(いびがわちょう)

いびがわ観光応援キャンペーン事業

自
然
に
溶
け
込
む

心
に
染
み
入
る

観光バスツアー
造成支援

いびがわ観光応援キャンペーン事業



★揖斐川町観光バスツアー造成支援事業★

◆新型コロナウイルス感染症により影響を受けた揖斐川町への観光客数の回復推進を目的とし、観光バス旅行会社による町内の周遊観光コースを造成・販売する経費の一部を補助し、観光需要の回復及び拡大を図る。

◆補助概要

【対象】

- ・旅行事業者(バス事業者を含む)
(=旅行業法の規定により旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録されている事業者)

【内容】

- ・揖斐川町内で「施設等利用証明書」の作成が可能な観光施設、文化施設、宿泊施設、土産物店、農産物直売所、飲食店等2カ所以上を周遊観光コースとした旅行商品を造成・販売する経費の一部を補助
- ・補助金額:バス1台につき50,000円(上限) * 先着受付順で予定額に達し次第終了します。
- ・対象期間:令和3年3月末まで

※上記以外の詳細は、揖斐川町役場観光文化戦略課(0585-22-2111)までお問い合わせください。

補助金申請から交付・請求までの手続等の流れ

○補助金交付手続等の流れは次のとおりとする。

①補助金の交付申請: 補助金交付申請書(様式第1号)を町へ提出(申請)する。

【添付書類】

・旅行業法の登録書類、旅行商品企画書、ツアー行程表

②補助金の交付決定: 申請を受付及び内容を審査し、相当と認めたときに補助対象事業として交付決定通知書により町から申請者へ通知する。

③補助対象事業の実施: 交付決定者(申請者)は、交付決定を受け観光バスツアーを実施する。

④補助対象事業の完了: 交付決定者(申請者)は、補助対象事業(観光バスツアー)が完了後、実績報告書(様式第6号)を町へ提出する。

【添付書類】・観光施設等利用証明書(様式第7号)、宿泊証明書(様式第8号)、その他ツアー実績確認書類

⑤補助金の額の確定: 実績報告書を受付及び内容を審査し、相当と認めたときに補助金額を確定して交付額確定通知書により町から交付決定者へ通知する。

⑥補助金の交付請求: 通知受理後、補助金交付請求書(様式第10号)を作成し、町へ提出(請求)する。

⑦補助金の支払い: 請求書受理後、補助金を指定の口座へ入金する。

◆事業スキーム

